

平成26年11月27日

放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、23都道府県の47人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 23都道府県47人

(北海道1、宮城県2、茨城県1、埼玉県5、千葉県2、東京都7、神奈川県5、富山県1、岐阜県1、静岡県1、滋賀県2、大阪府4、兵庫県2、奈良県1、鳥取県1、岡山県1、山口県1、香川県1、愛媛県1、福岡県2、佐賀県1、長崎県1、熊本県1、宮崎県2)

数字は人数

※ 支払期限 平成26年12月5日